

議案第38号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

次のとおり公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目を削り、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合に

は、当該移動後号細目を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ソ 略</p> <p>タ 略</p> <p>チ 略</p> <p>ツ 略</p> <p>(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア及びイ 略</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ソ 略</p> <p>タ <u>財団法人鳥取童謡・おもちゃ館</u></p> <p>チ 略</p> <p>ツ 略</p> <p>テ <u>財団法人日本建設情報総合センター</u></p> <p>ト 略</p> <p>(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア及びイ 略</p> |

ウ 略

エ 鳥取県土地開発公社

オ 略

2 及び 3 略

ウ 社会福祉法人恩賜財団済生会

エ 略

オ 略

2 及び 3 略

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。